

大切な農地をお貸しく下さい

「引退を考えている」「後継者がいない」「農地を相続したけれど…」
「農地の全部を面倒見るのはちょっと…」等とお悩みの農家の皆様！
こんなときは・・・

(公財)なら担い手・農地サポートセンターに**農地の貸付申込み**を！！

●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●



公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは

- 県・市町村・農業団体からの出捐により設立された公益財団法人
- 概要
・ 理事長 荒井 正吾 (奈良県知事)
・ 所在地 〒634-0065 橿原市畝傍町53番地
TEL 0744-21-5020
・ 設立 1972年8月 (旧 奈良県農業振興公社)
- 「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、奈良県が農地中間管理機構に指定

農地を貸したい場合の申込み手順

貸付希望の申込

- 「農用地等貸付希望申込書」を機構または市町村の担当窓口にご提出ください。

候補農地の登録

- 申込書に記載された内容を確認します。

マッチング

- 受け手が見込める農地を貸付候補農用地等として、登録します。

機構が借り受け

- 受け手が見つければ、農地の借受手続きを行います。

なら担い手・
農地サポート
センター



●メリット●

- ・公的機関に預けるので安心です。
- ・貸付期間の終了後は農地が確実に戻ります。
- ・経営移譲年金の支給は停止されません。（※利用権設定を解除して返還後、1年以内に機構へ貸し付けた場合）
- ・所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く）を10年以上機構に貸し付けた場合は最初の3年間、15年以上の場合は5年間、固定資産税が2分の1に軽減されます。

●機構の借受ルール ●

- ・農業振興地域内にある農地であること。
- ・農地として利用することが困難でないこと。
- ・十分な借受希望者が見込まれること。

●お問い合わせはこちらへ●

農地中間管理機構

公益財団法人 **なら担い手・農地サポートセンター**

理事長 荒井正吾（奈良県知事）

☎0744-21-5020

奈良県橿原市畝傍町53番地